

Ⅱ 都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、環境保全や防災、教育、文化の継承など地域を守り豊かにする多面的な役割も果たしており、地域住民にとって無くてはならない存在である。

東京の都市およびその周辺の農業は、都市地域に特有の営農環境の悪化や農地継承の難しさといった課題を抱えながらも、農業者のたくましい意欲と創意工夫によって維持されている。しかし、生産緑地制度と相続税納税猶予制度のもとでも、農地の減少には歯止めをかけることができない現状である。

都市農業・農地が持つ積極的な機能を維持・発展させるためには、都市計画制度の抜本的改正を早急に行うとともに、都市地域の農家が将来展望を持ち、意欲的に農業経営に取り組めるような農業施策を積極的に展開する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業を保全する政策の法制化と振興施策の確立

(1) 「都市農業基本法（仮称）」の制定

都市地域の農地は、高度経済成長期の人口増加による宅地化政策によって急速な減少を続けてきたが、この間農業を愛し真剣に取り組む農業者の努力によって現在の農地等が確保された。その結果、住環境の保全がはかられ、今後の政策を講ずる環境が残されてきた。

このような農業者の努力に報いるとともに、これからの快適な都市形成に不可欠な農地等を保全した「農業のある街づくり」を実現するため、「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定し、都市農業・農地の保全をはかること。

(2) 都市計画制度の早急な見直し

都市において代替のきかない役割を持つ都市農地の減少に歯止めをかけ、健全な「農業のある住みよいまちづくり」を実現するため、農地の保全を盛り込むなど都市計画制度の見直しを早急に行うこと。

(3) 都市農業振興施策の構築

担い手育成や農業生産体制の整備など、実態に即した都市地域の農業振興施策を構築すること。また、現在、農用地区域などに限定している国の農業施策を都市およびその周辺まで拡大するとともに面積等の事業要件を緩和すること。

2. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持と必要な見直し

(1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

(2) 収用の際の相続税等納税猶予制度の利子税免除

収用等の際に制度適用開始時にさかのぼって利子税の負担を強いることは、公共事業に協力しようとする農地所有者の大きな負担となることから、収用の際には利子税を免除すること。

(3) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地については一部免除とする仕組みを創設するとともに、この寄付した面積は納税猶予に係る期限の確定の計算から除外すること。

(4) 制度適用農地の収用交換及び買い換え特例に対する要件緩和

農地を効率的に利用するためにはその立地や適応作物などが大きく影響することから、代替農地の先行取得を認める等、制度適用者がもつその他の農地への納税猶予制度の継続がはかれるよう改正を行うとともに、譲渡所得税についても特例措置を講ずること。

(5) 相続税納税猶予適用申請にかかる期限の延長

相続税納税猶予制度適用申請の期限である10ヵ月では遺産分割協議が整うまでの期間として不十分であるため、申告期限から3年以内に分割された場合には納税猶予制度の適用を認めること。

(6) 生産緑地指定面積の緩和

生産緑地は地域に欠かせない重要な機能を有することから、指定基準面積については区市が定める都市計画マスタープラン等に基づき、自治体の意向を尊重した緩和がはかれるよう制度を改善すること。

3. 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を次世代に継承する観点から、現行の生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本は堅持したうえで、地区指定ではなく農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

その場合、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地も含め保全の対象とするとともに、課税の適正化を行うこと。

4. 都市農業・農地に関連する制度等の改善

(1) 農業委員会の組織強化

生産緑地法や相続税等納税猶予制度の適正な運用も含め、かけがえのない都市農地の保全と利用促進に欠くことのできない農業委員会系統組織の役割を重視し、組織の強化をはかること。

(2) 都市農地の減少につながる相続税の課税強化反対

相続税の課税強化によって都市地域ではこれまで以上に農地の減少が加速すると考えられる。よって、上記に述べたような新たな制度の整備や必要な見直しによって都市農業・農地を保全する仕組みが構築されないもとでは、農地の減少につながるような相続税の課税強化を行わないこと。

(3) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成23年 3月 3日

第52回 東京都農業委員・農業者大会